

○一般職員学校教養実施要綱の制定について(通達)

(平成元年 2 月 16 日岡教第 89 号警察本部長例規)

改正 平成 15 年 3 月岡教第 84 号 平成 17 年 3 月岡務第 51 号・岡監第 61 号
平成 19 年 3 月岡務第 220 号 平成 24 年 1 月岡教第 35 号
平成 25 年 3 月岡教第 140 号 平成 26 年 3 月岡務第 330 号
平成 29 年 2 月 23 日岡教第 89 号 令和 4 年 3 月 16 日岡務第 291 号
令和 8 年 7 月 7 日岡教第 444 号

各部長・参事官・所属長

一般職員は、平素、警察官と一体となって業務を行い、警察活動上重要な役割を担っている立場にあるが、最近の複雑・多様化する治安情勢に的確に対処するうえで、これら一般職員の資質、能力を高め、その職務遂行能力を向上させることが極めて重要になっている。

このため、一般職員に対する体系的な学校教養を実施することを目的に、別添のとおり「一般職員学校教養実施要綱」を制定し、平成元年 4 月 1 日から施行することとしたので、効果的な推進を図られたい。

別添

一般職員学校教養実施要綱

第 1 趣旨

この要綱は、岡山県警察教養規程(平成 15 年岡山県警察訓令第 7 号)に基づき、一般職員(警察官以外の警察職員をいう。以下同じ。)に対する学校教養の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

第 2 目的

一般職員に対し、職責を自覚させるとともに、職務に必要な幅広い知識・技能を修得させることを目的とする。

第 3 課程及び内容

一般職員教養の課程は、一般職員初任科とし、教科と教科外活動により構成する。

1 教養対象者

教養対象者は、新たに採用した一般職員のうち、行政職員、技術職員及び少年育成官とする。ただし、次に掲げる職員は除くものとする。

(1) 教育指導官

(2) その他警務部長が教養の必要がないと認めた者

2 教養内容

警察職員としての職責を自覚させるとともに、職務に必要な基礎的知識・技能を修得させるものとし、教授科目及び時限数(以下「教科課程」という。)は、原則として別表に定めるとおりとする。

なお、1時限は80分とする。

第4 授業計画

警務部教養課長(以下「教養課長」という。)は、警察庁が示した一般職員教養教授細目基準に基づき、警察学校長(以下「校長」という。)と協議して、その都度、授業計画を策定するものとする。

第5 教養の実施

1 担任教官

校長は、一般職員教養に担任教官を指定するものとする。

2 授業担当者

授業担当者は、原則として警察学校の教官とする。ただし、給与厚生、警察会計、情報管理、警察通信等警察学校の教官による教養が困難な科目については、警察本部の職員をもって充てることができる。

3 教養対象者の入寮

教養対象者は、原則として警察学校の学生寮に入寮させるものとする。

第6 教科外活動

1 教科外活動は、自主性、良識及び情操を培い、体力・気力の充実を図り、もって人間性豊かな人格形成及び一般職員としての資質を養うことを目的とする。

2 教科外活動は、日朝活動(起床から授業開始まで)、特別活動(教科終了から官庁執務時間終了まで)及び日夕活動(官庁執務時間終了後就寝まで)により構成する。

第7 実施上の留意事項

一般職員教養においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

1 教養課長は、校長と協議し、警察官に対する初任教養及び初任補修教養との共通科目で、合同教養が可能なものについては、極力これを実施すること。

2 校長は、教科外活動を合同により実施させるなど、警察官と一般職員との交流に配慮すること。

3 教養課長、校長及び関係所属長は、教養を実施するに当たり十分連携を図るとともに、積極的に協力して効果的な教養を推進すること。

別表

一般職員初任科教科課程

教授種目	教授科目	時間数
職務倫理		13

	職務倫理	13
法学		8
	法学	8
基本実務		27
	基本実務	9
	一般教養	18
専門実務		14
	警察実務	14
体育・術科		7
	体育	4
	警察礼式	3
その他		11
	諸行事等	11
合計		80